

鉄道利用促進に向けた地域との連携事業実施要綱

北海道鉄道活性化協議会会長

第1 趣旨

本要綱は、本道の持続的な鉄道網の確立に向けた鉄道利用等の拡大を目的として、北海道鉄道活性化協議会（以下、「活性化協議会」という。）が地域の沿線協議会等と連携して実施する事業について、必要な事項を定める。

第2 連携対象者

活性化協議会と連携する対象者は、地域協議会をはじめ、広域（複数市町村）で連携する市町村、観光協会、商工会議所及び商工会等で構成される団体（以下、「地域協議会等」という）とし、沿線市町村が構成員に含まれていることを条件とする。

第3 連携対象事業

1 連携の対象となる事業は、全道的な鉄道利用の拡大に向けたオール北海道の取組に資する次の各号に掲げる事業とする。

(1) もてなし環境創出事業

鉄道会社が運行する観光列車の停車駅等において、複数線区にまたがり歓迎イベント等を行う事業

(2) 鉄道観光利用拡大推進事業

臨時列車の運行や定期列車の活用によるツアーの試行・造成・誘致など、鉄道を活用した新たな旅行商品の企画・販売を促進する事業

(3) 2次交通を含む鉄道旅・乗車体験事業

子どもを対象とする、2次交通を含めた鉄道旅や乗車体験会を実施する事業

(4) 地域公共交通再構築調査事業

沿線協議会等が国の地域公共交通再構築調査事業を財源として実施する事業のうち、道内鉄道の維持存続に向けた鉄道の利用促進に資する取組として認める事業

2 上記1で定めるもののほか、北海道鉄道活性化協議会会長（以下、「活性化協議会会長」という。）が全道的な鉄道の利用拡大に資するもので、かつ他線区のモデルとなるような先駆的な取組として認める事業。

3 活性化協議会は、上記1、2で定める事業のほか、地域協議会等が実施する地域住民への鉄道利用の拡大に向けた能動的な利用の呼びかけ並びに意識醸成に係るシンポジウム、講演会及び各種イベント等において、活性化協議会が作成した資料を提供するなどの協力をする。

第4 連携内容

1 事業の実施主体は地域協議会等とし、活性化協議会との共同により行うものとする。

2 活性化協議会は対象事業実施に係る経費を一部負担するとともに、事業を円滑かつ効率よく実施できるよう、地域間の連携促進や、事業実施に係るノウハウ提供及び助言などを行うものとする。

3 活性化協議会及び地域協議会等の役割分担や負担経費については、両者が協議のうえ決定するものとする。

第5 対象経費

- 1 活性化協議会が負担できる経費の対象は、次の各号のとおりとする。
 - (1) もてなし環境創出事業
 - ・沿線における統一的なおもてなしの実施に係る経費
 - (2) 鉄道観光利用拡大推進事業
 - ・観光列車運行のプロモーションに係る経費
 - ・列車の回送費用
 - ・列車運行経費のうち座席指定料金相当分
 - (3) 鉄道旅・乗車体験事業
 - ・2次交通運行に係る経費
 - ・参加者の特急料金や座席指定料金（運賃を除く）
 - (4) 地域公共交通再構築調査事業
 - ・国の地域公共交通再構築調査事業に基づく補助対象経費として国が認めた経費
 - (5) その他
 - ・活性化協議会会長が適当と認める経費
- 2 対象事業に参加料や売上金等の事業収入がある場合は、対象経費から控除するものとする。ただし、対象外経費に充当する目的で徴収して得た事業収入については、この限りでない。
- 3 次の各号に掲げる経費は対象外とする。ただし、第1項第4号に基づく経費を除く。
 - (1) 国又は道の補助金等を受けて実施する事業の経費
 - (2) 団体の組織や施設の運営、財産形成（備品購入等）に要する経費
 - (3) 飲食に要する経費
 - (4) 人件費、旅費、報償費
 - (5) 鉄道利用者等に対して支払う助成金
 - (6) その他活性化協議会会長が不適当と認める経費

第6 経費負担の上限額

- 1 活性化協議会が負担する経費は、連携対象事業の予算の範囲内とする。
- 2 活性化協議会が負担する経費の上限額は、第3の第1項第1号から第3号にあっては1事業あたり50万円、第4号にあっては1事業あたり100万円とする。ただし、活性化協議会会長が地域の実情や事業の内容などを勘案し、特に必要と認める事業については、この限りではない。

第7 申込及び協定の締結

- 1 活性化協議会と事業を連携して実施しようとする地域協議会等（以下、「申込者」という。）は、原則、事業開始の1月前までに事業内容等を記載した事業計画等の関係書類を添えて活性化協議会あて申込みを行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、活性化協議会との協議により、時期を別に定めた場合は、この限りではない。
- 2 活性化協議会は、前項の規定による申込みがあり、かつ事業内容が第3で定める対象事業に該当する場合は、申込者と事業の連携について協議するものとする。
- 3 前項の協議において、事業を連携して実施することについて両者が合意した場合、原則として任意の書面等により、役割分担や経費負担等を相互に確認するものとする。ただし、第3の第1項第4号の規定に基づき実施する事業については、国の補助金交付申請書等の関係書類により代えることができるものとする。

第8 事業の内容変更又は中止

- 1 第7の第3項の規定により活性化協議会と連携して事業を行う地域協議会等（以下、「事業連携者」という。）が、やむを得ない事情により、第7の第1項において提出した関係書類の事業内容を変更又は中止する場合は、速やかに活性化協議会と協議しなければならない。
- 2 活性化協議会は、前項の規定による内容変更が、第3で定める対象事業に該当しなくなると判断する場合は、連携を解除することができる。
- 3 事業を変更又は中止した場合で、変更又は中止により発生した経費等については事業連携者が負担するものとする。ただし、やむを得ない事情により変更又は中止した場合は、この限りではない。

第9 事業の発注及び支払

- 1 活性化協議会において負担する経費については、北海道財務規則（昭和54年北海道規則第30号）及び北海道の財務規則に関する規程を準用し、支出する。
- 2 活性化協議会及び事業連携者は、第7の第3項に定めるそれぞれの経費負担分について、直接受注者等に支払うものとする。ただし、これにより難しい場合であって活性化協議会会長が適当と認めるものについては、この限りではない。
- 3 事業の実施を委託契約により行う場合、活性化協議会及び事業連携者は、第7の第3項に定める経費負担分について、それぞれ受託者と契約を締結する。ただし、これにより難しい場合であって活性化協議会会長が適当と認めるものについては、この限りではない。

第10 事業の実施報告

- 1 事業連携者は、事業完了後、速やかに実施結果について活性化協議会に報告しなければならない。
- 2 活性化協議会は事業連携者に対し、適宜、事業の進捗状況等について報告を求めることができる。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は活性化協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。